

地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が令和 8 年度地籍調査事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 事業計画が定められた年月日

令和 8 年 4 月 7 日

2 調査を実施する者の名称

松江市

3 調査地域

西持田③、西忌部⑦、西忌部(8)、西持田(4)、荘成(1)東長江(1)、
千酌(1)、西忌部(9)

(別紙 令和 8 年度地籍調査区域表に示した小字地域又はその一部)

4 調査期間

令和 8 年 4 月 7 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

松江市	西忌部町	柿ノ木田	西忌部町	坊川	西忌部町	空屋敷	荘成町	堂ノ奥	
		宮ノ後		頼母田		空屋舗		権現山	
		中原		庄田		叶子免		奥山	
		ソトヤスキ		門田		高畦		東長江町	朝日下
		向屋敷		樋ノ下		中川原			則葉ヶ谷
		松原		向ノ門		後柳原			
		塚田		トウロ田		中山			
		ヒシヤン田		市ヶ坪		鑄物屋			
		下中原		庄		朝カオ			
		日焼田		新尺		堂ノ前			
		時佛		堂ノ下		狸谷			
		小田		門栗毛		間野			
		中島		カウカ廻		下ノ庄後			
		金崎		神田		下ノ庄			
		川原田		道ノ下		竹山			
		天庭		才免田		屋敷			
		下連代		才免		屋敷廻り			
		井手口		向田		井手ノ上			
		越前		東ヶ市		客			
		榎田		出口		鶴田瀬			
		清水		ハケノ前		樋ノ口			
		廣合ノ前		石本		向畑			
		樋口田		流田		榎田			
		樋口		岩カイ		下免操			
		椎ノ木田		山根		メングリ			
		柳原		荒神		五反田			
		場山		釜池		東谷			
		坊山		梅ノ木谷		女郎谷			
		後原		大口		堂ノ前			
		谷		大日		サコ			
		五ツ久保		大ノ田		小倉中			
		大石田		空山		森ノ下			
		寺ノ後		坂根		半田			
		下前田		鉦谷		向田			
		坊ノ後		虫峠		門田			
		常楽寺		一ツ久保		溝添			
		荒神田		五升掘り		米田			
		檜ノ木田		ドウド		大佐			
		細田		松本		國石西平			
		野上		立平		清水堀			
		イゴ田		穴釜		山口			
		平畑		若宮ノ前		美保関町			千酌
		竹ノ鼻		森脇		荘成町			奥山
		廻田		田淵					瀧谷